

令和 7 年度 第 7 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和7年度第7回農業委員会総会日程表

日 時 令和7年10月6日（月） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

日程第8 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

日程第9 議案第7号 非農地判断について

出席委員（17名）

1 大西嘉一郎 3 森川雅之 4 石川光男 6 尾崎之隆

7 池田忠志 8 篠永賢二 9 星川俊夫 10 河村久仁彦

11 坂上宏 12 真鍋晴豊 13 鈴木博美 14 高橋藤信

15 鈴木和治 16 村上佳清 17 寺尾悟志 18 則友祝幸

19 石川武将

出席農地利用最適化推進委員（18名）

2 石川茂 3 山下宏二 5 高橋忠明 7 宇高勉

9 竹本正行 10 喜井仁志 11 村上紘一 12 石川繁

13 紀井正明 14 受川清男 15 三好昇 17 鈴木一郎

18 伊藤浩一 20 高橋秀典 22 近藤良啓 23 河村嘉男

24 竹内正篤 25 鈴木敏也

欠席委員（1名）

5 押条和司朗

欠席農地利用最適化推進委員（7名）

1 脇純樹 4 星川久和 6 佐藤保之 8 鎌倉靜夫

16 合田篤夫 19 萩尾博 21 越智寧

出席した職員

事務局長 岩田政嗣 次長 三宅栄一 次長 石川みちる

主査 大西洸喜

第7回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和7年10月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

5番 押条 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

4番 星川 委員

6番 佐藤 委員

8番 鎌倉 委員

16番 合田 委員

19番 萩尾 委員

21番 越智 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長　会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
11番　坂上　委員、12番　真鍋　委員　を指名いたします。

議長　日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議長　報告を求めます。石川　次長

石川　それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和7年9月6日解約。

以上、1件の解約通知がありました。報告を終わります。

議長　以上で、報告は終わりました。

議長　日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。石川　次長

石川　それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利なため申請されたもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。耕作困難となった夫に代わり妻が耕作するため申請されたもので、許可後は野菜や果樹の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。受人は、現在市外に

居住していますが、申請地に隣接する宅地を購入し近々転居予定であり、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9月11日に地元農業委員と推進委員とでヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利なため申請されたもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号5の案件については、贈与による所有権移転です。経営規模拡大のため申請されたもので、許可後は里芋や果樹の栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。受人は、現在市外に居住していますが、申請地近くの宅地を購入し近々転居予定であり、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9月19日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。受人は、現在市外に居住していますが、申請地に隣接している宅地を購入し近々転居予定です。本申請で新たに本市の農地を取得する就農者ですが、市外で既に農地を所有しているため、管轄農業委員会事務局に確認したところ、営農状況について問題ないと回答でした。また、農機具や通作距離、日数についても確認しましたが問題なく、地域の水路清掃等への参加や取り決めについては、渡人から伝えています。許可後はみかんの栽培を予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利なため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9月18日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号 10 の案件について、受人は新居浜市で農地所有適格法人に認定された法人で、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。なお、新居浜市に所有している経営農地については、適正に管理している旨、新居浜市農業委員会へ確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願ひします。

議 長 番号 1 番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして 2 番

委 員 異議ありません。

議 長 3 番

委 員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9月 11 日にヒアリングと現地確認を行いました。受人は近々申請地に隣接している住宅に転居し、申請地にて野菜の栽培を考えています。農業経験は、子供の頃に実家の農業を手伝っていた程度ですが、パートナーは 7 年ほどの農業経験があります。農機具は、渡人から耕運機や噴霧器を譲り受け、通作は問題なく、従事日数、また地域の水路清掃等への参加や取決めについても遵守することを確認しました。規模の拡大は考えていません。今後も継続して野菜などの栽培をするとのこと で、農業への意欲はとても感じられましたので問題ありません。

議 長 4 番

- 委 員 異議ありません。
- 議 長 5番
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 6番
- 委 員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9月19日にヒアリングと現地確認を行いました。受人は、近々申請地に隣接している住宅に転居し、申請地にて野菜の栽培を考えています。農業経験は、子供の頃の手伝いくらいですが、耕作能力の向上にむけ努力するそうです。農機具は特に所有しておらず鍬のみですが、小規模農地でもあることから、耕作することは十分可能と思われます。通作は問題なく、従事日数、地域の水路清掃等への参加や取決めを遵守することも確認しました。規模の拡大は考えていません。今後も継続して野菜などの栽培をするとのことで、農業への意欲は十分感じられましたので問題ありません。
- 議 長 7番
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 8番
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 9番
- 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、9月18日にヒアリングと現地確認を行いました。受人は、キッチンカーでの移動販売をしており、食材に必要な野菜の自己栽培を考えていたところ、実家に近い申請地を譲り受けることができることとなつたため、そこで農業を始めようとするものです。農作業の経験はありません。

せんが、農業を営んでいる父方と母方の両祖父に指導や手伝いをしてもらいながら栽培していくそうです。農機具については、必要に応じて管理機等を購入する予定にしていますが、地面が固くなっているところなど、全体的な整備については、トラクターをレンタルして行うとのことです。栽培までに時間がかかりそうですが、主にネギやキャベツを栽培したいと意欲的であり、地元出身ということで住民との人間関係も問題なく、今後も農業に従事していくことを確認しました。以上のことから、問題はありません。

議長 10番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号5については、則友委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、則友委員の退席を求めます。

(則友 祝幸 委員退席)

議長 議案第1号中、番号5、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号5は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 則友委員の入室を許可いたします。

(則友 祝幸 委員 入室・着席)

議長 則友委員に報告します。則友委員関連案件の番号5については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。

議長 では、採決を続けます。議案第1号中、番号5以外について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について説明いたします。

2a 未満の農地を、その者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設等に供する場合、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき、許可是不要ですが、農業委員会への届出が必要となります。

番号1の案件について、申請者の農業用倉庫が、国の公共事業にかかる用地となり、立ち退きを余儀なくされたため、自身の所有する農地を管理するための農業用機具置場として、農業用倉庫を建設する届出です。

なお、届出地は農用地区域内農地であるため、農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第4号に係る軽微な変更により、農業用施設用地に変更されております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理」について、原案のとおり受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり受理することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石 川 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号1の案件については、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号3の関連案件です。3区画の宅地分譲を計画し、令和2年12月23日に分譲宅地として農地転用の許可を受け、事業計画に沿って工事に着手しようとしていましたが、隣接地と一体的に利用することで有効活用を図ることができるよう計画を見直したことで計画面積が拡大するため、事業計画を変更するものです。

番号2の案件については、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号8の関連案件です。新本社工場建設を計画し、令和6年4月17日に農地転用の許可を受け、事業計画に沿って工事を進めていましたが、隣接地を買い受けることが可能となったため、工場立地法の関係による緑地帯の設置及び、以前より不足していた社員駐車場の建設用地を含めた事業へ計画を変更するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 主査

大西 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は8件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、

第三子の出産を控え、今の居住スペースでは手狭となるため、申請地を借り受けての個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、受人は土木業を営む法人の代表ですが、事業の拡大や効率化を図るため、申請地を譲り受けての倉庫建設で、完成後は、受人が代表を務める法人へ貸与します。申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号1の関連案件で、受人は宅地建物取引業を営んでいる法人ですが、同地域内における住宅用地の需要に対応するため、申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は不動産業を営む法人で、隣接する一体利用地の土地と建物を所有しておりますが、駐車場が1台分しかなく不成形地であるため、申請地を譲り受けての宅地拡張で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は近隣に賃貸共同住宅を所有していますが、慢性的に駐車場が不足しているため、申請地を譲り受けての駐車場建設による宅地拡張で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は紙製品等の製造販売業を営む法人ですが、従業員を増員したことにより駐車場が不足したため、既存駐車場に隣接する申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は障がい者福祉事業を営む法人ですが、利用者

支援の一環として実施している農業体験で収穫した野菜等の保管場所を確保するため、申請地を借り受けての農業用倉庫建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件について、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」番号2の関連案件で、受人は、印刷業を営む法人ですが、工場立地法の関係による緑地帯の設置及び、以前より不足していた社員駐車場の建設用地を確保するため、新本社工場用地に隣接する申請地を譲り受けての緑地帯設置及び社員駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願ひします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

- 議長 6番
- 委員 異議ありません。
- 議長 7番
- 委員 異議ありません。
- 議長 8番
- 委員 異議ありません。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声)
- 議長 格別ないようすで、これより採決いたします。
- 議長 採決に入る前に、番号1については、則友委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、則友委員の退席を求めます。
- (則友 祝幸 委員退席)
- 議長 議案第4号中、番号1、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
- よって、番号1は、「異議なき旨の意見」とすることに決しました。
- 議長 則友委員の入室を許可いたします。
- (則友 祝幸 委員 入室・着席)
- 議長 則友委員に報告します。則友委員関連案件の番号1については、「異議なき旨の意見」とすることに決しましたので、報告いたします。
- 議長 では、採決を続けます。議案第4号中、番号1以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は税務署が行います。

番号1の案件について、9月1日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまで継続して農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないとと思われます。また、9月1日に、対象の農地15筆すべてについて申請者と現地確認のうえ、聞き取りを行いました。大小の農地で水稻や柑橘などの農業経営を行っており、いずれの農地もしっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第6号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定3件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の賃貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号1から3について、委員の方で、意見があればお願ひします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号2と3については、石川繁委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、石川委員の退席を求めます。

(石川 繁 委員退席)

議長 議案第6号中、番号2と3、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号2と3は、「異議なき旨の意見」とすることに決しました。

議長 石川委員の入室を許可いたします。

(石川 繁 委員 入室・着席)

議長 石川委員に報告します。石川委員関連案件の番号2と3については、「異議なき旨の意見」とすることに決しましたので、報告いたします。

議長 では、採決を続けます。議案第6号中、番号2と3以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議長 日程第9、議案第7号、「非農地判断」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、議案第7号、「非農地判断」について、説明いたします。

番号1の案件について、申出者から傾斜地で農地として利用できず原野化している旨の申出があり、地元農業委員と推進委員とともに現地確認を行いま

した。

番号2の案件について、申出者から狭小地であるため農地として利用できないとの申出があり、地元農業委員と推進委員とともに現地確認を行いました。

番号3の案件について、申出者から現況が山林化しているとの申出があり、地元農業委員と推進委員とともに現地確認を行いました。

今回、「非農地」と判断された申出地について、承認をいただけましたら、所有者に「非農地通知書」を発行し、今後は農地法の適用対象外となります。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 9月8日に現地確認を行いました。申出地は傾斜地で、既に原野化しております。進入路もなく農地に復元することは著しく困難であるため、「非農地」と判断することに問題はありません。

議長 続きまして2番

委員 9月8日に現地確認を行いました。申出地は周辺の開発等により狭小地となり、農地に復元しても継続利用することが見込まれないため、「非農地」と判断することに問題はありません。

議長 3番

委員 9月18日に現地確認を行いました。申出地は山林化しており、農地に復元することが著しく困難であり、「非農地」と判断することに問題はありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手

を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、承認することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:20)

署名

四国中央市農業委員会

議長

高橋 藤信

委員

坂上 兼

委員

眞鍋 清豊